

利用料金のご案内

令和 8 年 6 月 1 日現在

介護（要介護 1～5） 地域加算として、船橋市 1 単位 10,84 円が含まれております。

サービスの内容 1 回あたりの所要時間		利用者負担金 ※（注 1・2）参照		
		1割	2割	3割
身体介護 中心型	20分未満	177円	354円	530円
	20分以上30分未満	265円	529円	794円
	30分以上1時間未満	420円	839円	1,259円
	1時間以上1時間30分未満	615円	1,230円	1,844円
	1時間30分以上	30分増す 毎に89円	30分増す 毎に178円	30分増す 毎に267円
生活援助 中心型	20分以上45分未満	194円	388円	582円
	45分以上	239円	477円	716円

（注 1）「身体介護」及び「生活援助」において、同時に 2 人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本料金の 2 倍の額となります。正気の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。

（注 2）早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※特定事業所加算Ⅱは、所定単位数に 10%を掛けた料金になります。（要支援 1・2 は除く）

船橋市介護予防訪問型サービス（要支援 1・2） ※他市の方はお問い合わせください。

サービス内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1 月あたり)		利用者負担金		
		1割	2割	3割
介護予防訪問型サービスⅠ	週 1 回程度の利用が 必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	1,275円	2,550円	3,825円
介護予防訪問型サービスⅡ	週 2 回程度の利用が 必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	2,547円	5,093円	7,639円
介護予防訪問型サービスⅢ	Ⅱを超える利用が 必要な場合 (要支援 2)	4,040円	8,080円	12,120円

上記料金表に、特定事業所加算Ⅱが加わります。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□ 28.7%を、訪問介護サービス総単位に対してかけた料金になります。

自費サービス

家事援助（開始から 30 分）	身体援助（開始から 30 分）	通院付添（開始から 30 分）
1,000 円	1,250 円	1,000 円